

令和 8 年第 3 回
対馬市議会臨時会議案



対 馬 市

目 次

承認第 1 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度対馬市一般会計補正予算 （第 4 号））	3 別冊
議案第 5 6 号	学歴詐称防止条例	5
議案第 5 7 号	工事請負変更契約の締結について	1 1

承認第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 1 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 8 年度対馬市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 56 号

学歴詐称防止条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、学歴詐称防止条例の制定の請求を令和8年8月4日に受理したので、同条第3項の規定により、当該請求に添えられた条例に意見を付けて議会に付議する。

令和8年8月17日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

学歴詐称防止条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、対馬市における市長並びに市議会議員を選出するにおいて行われる選挙にて、学歴詐称が行われることを防止するものである。

（対象）

第二条 第一条に書かれた選挙において、以下のものに書かれた学歴を対象とする。

- 1 選挙公報
- 2 選挙ポスター

（学歴調査委員会）

第三条 第二条において書かれた学歴について、第一条における選挙終了後、最初に行われる市議会において市議会議員より一名、学歴調査委員を選出し、その委員、議長、選挙管理委員一名の三名で学歴調査委員会を設置する。

- 2 委員は、対象となる議員が所属する会派の者はなることができない。
- 3 対象となる議員が全会派に所属する場合は、議長が職権で委員を指名する。
- 4 学歴調査委員会の委員長は議長とする。

（調査）

第四条 第三条により設置された委員会により次の通りに学歴を調査する。

- 1 第二条において学歴を書いた候補全員に対して、委員会設置後一週間以内に学歴を証明する書類の提出を求める。
- 2 1により提出された書類を発行元に送付の上、その内容の真偽を確認並びに証明を依頼する。
- 3 2で依頼された発行元より返信があった場合、候補ごとに揃い次第委員会を開催し、選挙管理委員長立会の下開封し、その内容を三名は確認する。
- 4 3において確認したことを三名の連署においてまとめ選挙管理委員長にその内容を報告する。
- 5 選挙管理委員長は4の報告を1の全員分において確認した後、その内容を公表する。
- 6 1において期限内に提出しなかった候補については、百条委員会等別に調査を行うものとし、以後の調査から除外する。
- 7 2において返信先は議会事務局とする。

（過去の選挙の取扱）



第五条 第一条における選挙に立候補するにおいて、前回立候補したものは、第二条の対象となるものがある場合は同様に調査を受けるものとする。

(調査対象からの除外)

第六条 過去に調査を受けたものと同一の内容の学歴を記載する場合は、調査は再度行われえないものとする。

(違反者の取扱)

第七条 調査において詐称が認められたときは、学歴調査委員長は速やかに関係機関と連携しその事実を議会にて報告する。

(選挙の確定)

第八条 調査以後の結果、以下の通りに選挙を確定する。

1 第四条の調査により学歴の表記が適正になされていたことを確認したときは選挙結果のまま確定する。

2 第七条の結果、詐称が認められ失職したものが現れた時は、次点を自動的に当選者とし、それをもって選挙の確定とする。

(選挙時の供託金の取扱)

第九条 第八条により選挙結果が確定されるまで、選挙における供託金の返還は行われえないものとする。

(経過報告)

第十条 学歴調査委員会を設置した際は、委員会を開催するごとに議事録を速やかに市議会のHPにて公開すること。



学歴詐称防止条例（案）に対する意見書

地方自治法第74条第1項の規定により、制定の請求があった学歴詐称防止条例（案）（以下「本条例案」という。）は、本市における市長選挙及び市議会議員選挙において、学歴詐称の防止を目的としています。

その内容は、選挙の際に作成される「選挙公報」及び「選挙運動用ポスター」に記載された学歴を対象とし、選挙後、最初の市議会において設置される学歴調査委員会が、学歴を記載した候補者全員に対して調査を実施するものです。併せて、違反が判明した際の取扱い及び選挙結果の確定方法並びに供託金の取扱いについて定めています。

請求代表者をはじめとする署名者の皆様が、本市における市長選挙及び市議会議員選挙において候補者の学歴詐称を防ぎ、選挙の公正を確保することで、市政に対する市民の信頼を高めようとするその趣旨については、十分に理解できるところです。

しかしながら、本条例案を慎重に検討した結果、以下の理由により反対いたします。

1. 個人情報保護法との抵触と実効性の欠如（条例案第4条第2項関係）

本条例案第4条第2項において、「提出された書類を発行元に送付の上、その内容の真偽を確認並びに証明を依頼する。」旨規定されています。しかし、教育機関等は「個人情報の保護に関する法律」により厳格な守秘義務を負っています。本人の明確な同意や法令に基づく令状等（刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会等）がない限り、第三者である学歴調査委員会からの照会に回答することは法令上禁止されており、強制力のない本規定は条例としての実効性を有しないものと考えます。

2. 行政組織法上の疑義（条例案第4条第3項、第4項、第5項関係）

選挙管理委員会は、地方自治法第181条に基づき設置された、自治体の長や議会から独立して選挙の公正をつかさどる執行機関です。本条例案には、学歴調査委員会の事務を担当する事務局の設置に関する規定がなく、その実体が不明であることに加え、第4条第3項から第5項において、委員でない選挙管理委員長に「開封への立ち会い」、「確認したことの報告受理」及び「内容の公表」を行わせる旨の規定は、独立した執行機関としての地位を損なう恐れがあり、行政組織の責任体系を混乱させるものです。

3. 地方自治法に規定される百条委員会の設置要件に非摘要（条例案第4条第6項関係）

第4条第6項において、「学歴を証明する書類を期限内に提出しなかった候補者に対して地方自治法第100条に基づく調査（いわゆる百条委員会）を行う」旨規定しています。

百条委員会が有する調査権は、同法第100条第1項により「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」に限定されています。立候補者が自ら選挙運動のために作成した書類に関する事項は自治体の「事務」には該当しないため、地方自治法第100条の要件を満たすものではありません。

また、公職の選挙に関する事務の管理執行は、地方自治法及び公職選挙法により選挙管理委員会の専権事項とされております。独自の学歴調査委員会を設置し、選挙結果や候補者の身辺調査に介入することは権力分立の観点から認められるべきではないと考えます。

4. 議会事務局の職務権限の逸脱（条例案第4条第7項関係）

本条例案第4条第7項にある「書類の返信先は議会事務局とする。」旨の規定があります。地方自治法第138条第7項では、事務局職員の職務は「議会に関する事務」に従事するものと限定的に規定されており、選挙における候補者の個人的な経歴を調査・受領する事務は本来の職務権限に含まれておりません。よって、職務権限

のない組織に機微な個人情報管理させることは、地方自治法第138条第7項に抵触する疑いがあり、行政組織法上、不適切な規定であると考えます。

5. 憲法及び公職選挙法との抵触（条例案第8条及び第9条関係）

選挙における当選人の決定手続、失職の要件、次点者の繰上げ補充及び供託金の取扱い等については、憲法に則り公職選挙法において全国一律に排他的に規定されています。

本条例案第8条第1項にある「調査により学歴の表記が適正にされたことを確認したときは選挙結果のまま確定する。」及び同条第2項にある「次点者を自動的に当選者とし、それをもって選挙の確定とする。」旨の規定、並びに第9条にある「調査結果が確定するまで、供託金の返還は行われぬものとする。」旨の規定は、いずれも国の法律が定める当選人の決定方法及び供託金の返還条件を地方自治体が独自に変更しようとするものです。これらは、憲法第94条及び地方自治法第14条第1項の規定により許容される「法律の範囲内」あるいは「法令に違反しない限りにおいて」という条例制定権の範囲を離脱するものであります。

以上のとおり、本条例案は選挙の公正を求める市民の思いから発案されたものであることは理解するものの、内容において、憲法、公職選挙法、地方自治法、個人情報保護法等の上位法令に抵触しており、地方公共団体の地方立法権の限界を著しく逸脱しています。更に、運用上の重大な問題も認められるため、本条例案の制定には反対いたします。

令和8年8月17日

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 7 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 1 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

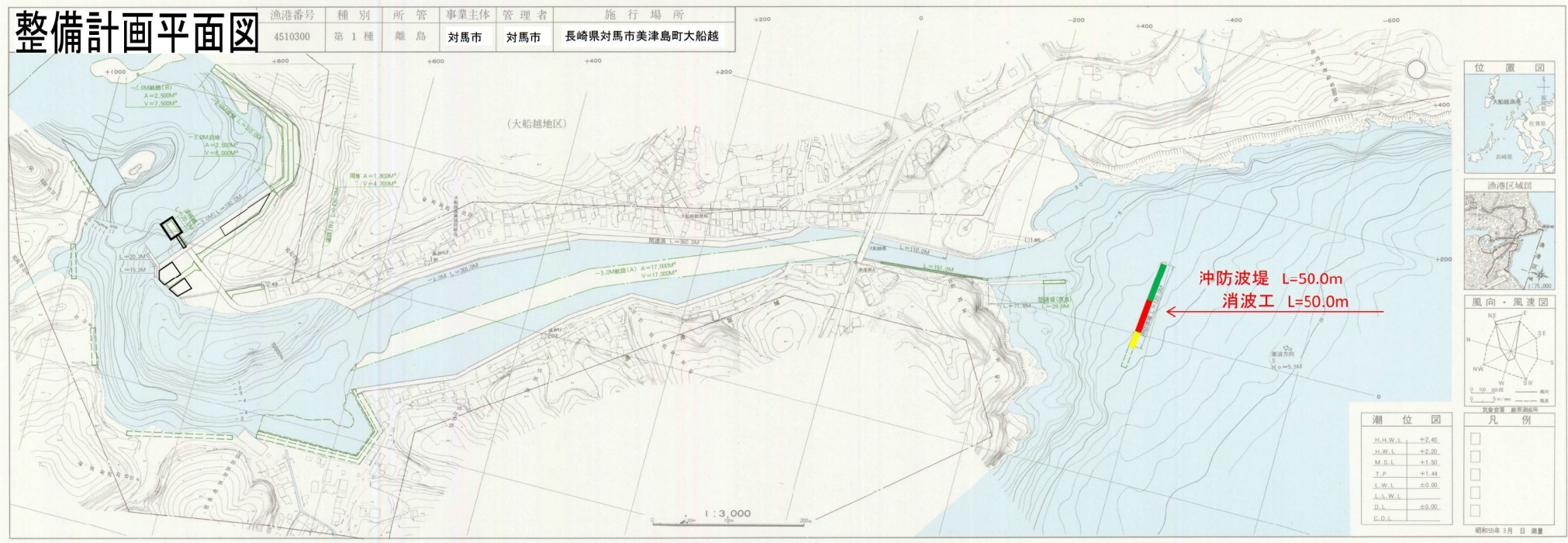
契約の目的	大船越漁港機能保全工事（2 工区）
契約の方法	随意契約
契約の金額	1 5 0 , 8 6 5 , 0 0 0 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市上対馬町比田勝 9 5 6 番地 1 2 氏名 株式会社 大川建設工業 代表取締役 眞崎 龍介

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ 議 会 提 出 参 考 資 料 ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

議案第57号 工事請負変更契約の締結について
(第1回)

工 事 名	大船越漁港機能保全工事（２工区）
施 工 業 者	長崎県対馬市上対馬町比田勝９５６番地１２ 株式会社 大川建設工業 代表取締役 眞崎 龍介
工 事 場 所	長崎県対馬市美津島町大船越地内

	変 更 前	変 更 後	比 較
契 約 額	138,267,800 円	150,865,000 円	(増) 12,597,200 円
工 期	(着手) 令和 8 年 3 月 17 日 (完成) 令和 8 年 11 月 16 日 (245 日間)	(着手) 令和 8 年 3 月 17 日 (完成) 令和 8 年 12 月 25 日 (284 日間)	39日間延長
工事概要	☆ 沖防波堤 L = 5 0 . 0 m ・ 撤去工 L = 5 0 . 0 m ・ 消波工 L = 5 0 . 0 m (消波ブロック製作 1 6 2 個)	☆ 沖防波堤 L = 5 0 . 0 m ・ 撤去工 L = 5 0 . 0 m ・ 消波工 L = 5 0 . 0 m (消波ブロック製作 1 8 5 個)	消波工のブロック製作 2 3 個増

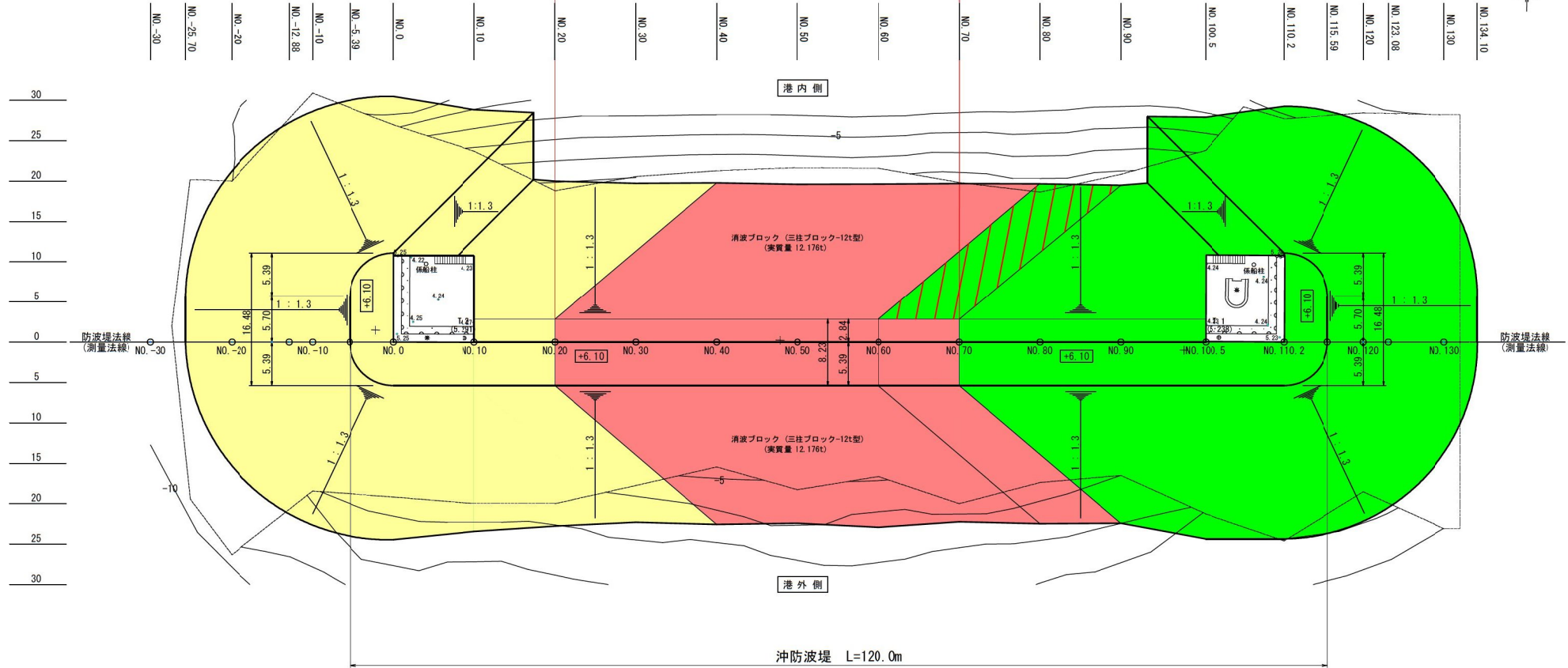


凡 例	
	R 5 年度まで施工済箇所
	R 6 年度実施箇所
	令和 7 年度施工箇所
	令和 8 年度以降計画箇所

平面図 S=1:250

(L=50.0m)
沖防波堤 L=50.0m
(L=50.0m)
消波工 L=50.0m
ブロック製作 (162個)
185個

S=1:250
(世界測地系)

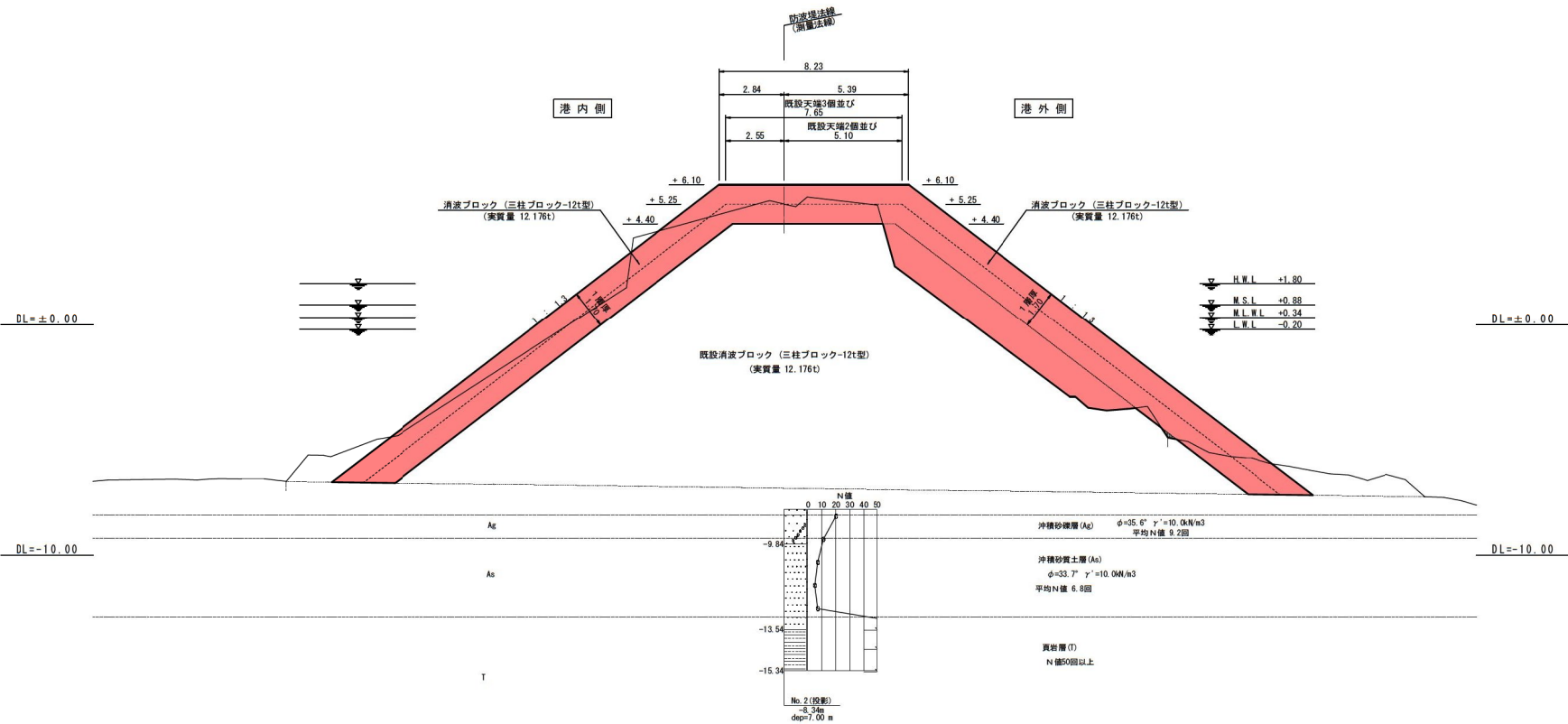


凡 例	
	前々年度まで施工済
	前年度まで施工済
	本年度施工箇所
	来年度以降施工箇所
	変更による増
	変更による減

令和 年度	
工事名	大船越漁港機能保全工事
位 置	対馬市美津島町大船越地内
図 種	平 面 図
年 月 日	令和 年 月 日
部 長	図 面 尺 S=1:250
課 長	28 枚の内
係 長	第 1 号
設 計 者	
対 馬 市	

標準断面図 (1) S=1:100

標準部
N0.60付近



令和	年度
工事名	大船越漁港機能保全工事
位置	対馬市美津島町大船越地内
図種	標準断面図 (1)
年月日	令和 年 月 日
縮尺	S=1:100
部 長	
課 長	
係 長	
図面番号	28 枚の内
設計者	第 3 号
対馬市	